

平成 29 年度障がい福祉関連の主要事業（案）について

I 安心して暮らせる社会環境づくり

注※ 以下、事業名に所属が付されていないものは障害福祉課所管事業

■障がい者の人権尊重と心のバリアフリーの推進

新 1 ヘルプマーク普及促進事業費（3,100 千円）

- ・ 援助や配慮を必要としている方々が周囲に配慮を必要としていることを知らせることが出来る、平成 24 年度に東京都が始めたヘルプマークを導入し、普及啓発を実施。

新 2 障がい者施設交流促進事業費（600 千円）

- ・ 障害者施設の地域との交流に関する研修会を各圏域で実施。

3 障がい者差別解消普及事業費（984 千円）

- ・ 障害者差別解消法が施行されたことに伴い、障がいのある方への差別解消を進めるために、県民への普及啓発を実施。
- ・ 障がいのある人もない人も共に生きる社会の実現に向けて、学識経験者、障がい者団体、NPO等を構成員とする県民会議を開催。

4 障がい者差別解消相談体制整備事業費（6,661 千円）

- ・ 障害者差別解消法に基づき、障がいを理由とする差別に関する相談、紛争防止・解決の体制を整備。（広域専門相談員の設置、岐阜県障がい者差別解消調整委員会の開催）

5 人権啓発活動地方委託事業（うち障害福祉課相当分）（2,586 千円）

- ・ 障がいのある人もない人も共に安心して暮らせる共生社会の実現に向けた各種啓発活動を実施。

6 バリアフリー観光普及啓発事業費（8,210 千円）（観光企画課）

- ・ 県内観光地のバリアフリー状況を調査・整理し、広く情報発信を行うとともに、バリアフリー観光の意識啓発研修を実施。

■福祉のまちづくりの推進

1 福祉のまちづくり推進事業費（500 千円）（地域福祉国保課）

- ・ 障がい者や高齢者等すべての人が外出しやすいよう、県内各地にある公共施設を中心にバリアフリー情報をまとめた、福祉ガイドマップ（おでかけタウンマップぎふ）をインターネット上で公開し、幅広く情報を提供。

2 バリアフリー観光普及啓発事業費（8,210千円）（観光企画課）〈再掲〉

■身近な相談支援体制の確立

1 障がい者差別解消相談体制整備事業費（6,661千円）〈再掲〉

2 岐阜県障がい者総合相談センターの運営

- ・平成27年4月にぎふ清流福祉エリアに「岐阜県障がい者総合相談センター」を開設。身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、精神保健センター及び発達障害支援センターのぞみを移転集約し、三障がい（発達障がいを含む）への一元的な相談支援を実施。

＜関連事業＞

岐阜県障がい者総合相談センター情報提供事業（359千円）

- ・入居する相談機関が連携して障がいに対する県民の理解を図るための公開講座や展示室を活用した福祉機器等の情報提供を行う。

3 発達障害者支援センター運営費（13,149千円）

- ・発達障がい児及び者の支援の拠点として、平成27年度に発達障害者支援センターに成人期の支援を実施する専門職員を配置し、「児」の支援に加え、「者」（成人期）に関する相談支援を強化するとともに、家族支援や地域支援を実施。

■ぎふ清流福祉エリア等の整備

○ぎふ清流福祉エリアの整備

1 障がい者用体育館等施設整備事業費（131,682千円）

- ・「ぎふ清流福祉エリア」において、平成31年度中にオープン予定の障がい者用体育館の整備を進め、障がい者の社会参加の促進、障がい者のスポーツの推進及び競技水準の向上を図る。

2 福祉友愛プール管理運営費（88,192千円）

- ・同エリアに平成28年12月にオープンした福祉友愛プールについて、引き続き（一社）岐阜県障害者スポーツ協会を指定管理者として適切な管理運営を実施し、障がい者の利用促進を図る。

○ひまわりの丘の再整備

3 ひまわりの丘再整備推進費（5,170千円）

- ・老朽化が著しい「ひまわりの丘」第三・第四学園について、県福祉事業団を設置運営主体とした再整備を進め、利用者の高齢化や重度化に対応した生活環境の改善を図る。県立施設の移譲に係る建替えであることから、県は既存施設等の解体・造成工事を行うとともに、新施設整備に係る費用の一部を支援。
（平成29年度は、既存施設一部解体工事の設計を実施。）

■情報環境の整備

○意思疎通支援の充実

1 手話通訳者設置事業費 (5,082 千円)

- ・聴覚障がい者の意思疎通支援のため、県の窓口到手話通訳者を設置。

2 聴覚障害者情報提供施設運営費 (30,823 千円)

- ・聴覚障がい者のコミュニケーションを総合的に支援する拠点施設の運営。

3 盲ろう者通訳介助者養成・派遣事業費 (5,978 千円)

- ・盲ろう者通訳・介助者の養成・派遣事業及び従事者の質の向上を図るための現任者のスキルアップ研修を実施。

■安全な暮らしの確保（防災・防犯対策）

新 1 障がい者福祉関係施設等整備補助金（うち防犯分）(61,223 千円)

- ・社会福祉法人等が設置する障がい福祉施設の防犯対策の強化を図るため、必要な施設整備に対して国庫補助制度を活用した支援を行う。

新 2 県立社会福祉施設防犯設備等整備費 (60,000 千円)

- ・県立障がい福祉施設の防犯対策の強化を図るため、防犯カメラや赤外線センサーの設置等の施設整備を実施。

新 3 障がい福祉職員防犯対策強化事業費 (372 千円)

- ・障がい福祉施設職員を対象として、緊急事態への対応力を強化するため、防犯対策の知識や不審者への対処方法等を習得する研修を実施する。併せて、仕事へのモチベーションを向上させ離職を予防する研修を実施。

4 D C A T 派遣体制構築事業費 (1,954 千円) (健康福祉政策課)

- ・岐阜D C A Tの隊員が発災後速やかに福祉避難所等で支援を必要とする要配慮者をケアできるよう、活動内容や派遣手順等に関する研修を実施するとともに、受け皿となる福祉避難所の数的、質的充実を図る取組みを実施。
- ・平成29年度は、引き続き、D C A T隊員の更なる登録を進めるとともに、過年度に養成したD C A T隊員へミドル研修、アドバンス研修を実施。

新 5 災害派遣精神医療チーム体制整備事業費 (1,400 千円) (保健医療課)

- ・大地震や航空機・列車事故といった災害時に被災地に迅速に駆けつけ、精神医療活動を行う災害派遣精神医療チーム（D P A T）の体制強化を図る。

■福祉人材の確保支援と育成

1 手話通訳者設置事業費（5,082千円）〈再掲〉

2 盲ろう者通訳介助者養成・派遣事業費（5,978千円）〈再掲〉

3 障がい福祉専門的支援人材研修事業費（18,710千円）

- ・障がい者に対する専門的支援の技術を有する人材を養成するため、各種研修事業を実施。
 - ・相談支援従事者(初任者/現任/専門コース別)研修事業
 - ・サービス管理責任者等養成研修事業
 - ・重度訪問介護従業者養成研修事業
 - ・強度行動障がい支援者養成（基礎／実践）研修事業
 - ・サービス管理責任者等フォローアップ研修事業

新 4 言語聴覚士確保対策事業費（300千円）（医療福祉連携推進課）

- ・言語聴覚士の仕事内容やその専門的機能の啓発のために、県内の中学生、高校生に向けた出前講座や1日体験講座などを開催。

拡 5 小児・障がい児者在宅医療支援福祉人材育成・確保事業費（10,600千円）

（医療福祉連携推進課）

- ・医療的ケアに対応できる介護人材の育成に向け、喀痰吸引等研修の受講促進に向けた受講料無料化や補助、重症心身障がいに関する研修をはじめ、訪問リハビリ、口腔ケア等の導入・活用を通じた介護力向上の取り組みを支援。
- ・重症心身障がい児者等コーディネーター育成研修事業（H28：0円→H29：2,000千円）
日常的に医療的ケアを要する重度障がい児者が地域で安心して暮らしていけるよう支援を総合調整する者（コーディネーター）を育成するため、相談支援専門員等を対象に、重症心身障がいに関する専門知識や支援のスキルを習得するための研修を実施。

Ⅱ 社会参加を進める支援の充実

■教育の充実

新 1 西濃高等特別支援学校（仮称）施設整備事業費（128,790千円）

（特別支援教育課）

- ・西濃高等特別支援学校（仮称）の整備。平成30年4月開校に向け改修工事を行う。

新 2 岐阜本巣特別支援学校施設整備事業費（18,248千円）（特別支援教育課）

- ・岐阜本巣特別支援学校北館棟4階及び3階の一部を改修し、普通教室、特別教室等を整備。

拡 3 高等学校特別支援教育支援員配置事業費 (18,898 千円) (特別支援教育課)

- ・ 県立高等学校に特別支援教育支援員を配置し、当該生徒への付添指導、パニック時のクールダウンでの対応、手順書、予定表等の作成・運用、実習や演習時における安全配慮等を行う。

4 発達障がい検討会議運営費 (643 千円) (特別支援教育課)

- ・ 岐阜県における発達障がいのある児童生徒の教育の充実と教育支援体制の構築に向け、有識者や関係団体等を交え「発達障がいに関する検討会議」を開催し、課題や施策の検討を行う。

新 5 高等特別支援学校職業教育実習事業費 (2,400 千円) (特別支援教育課)

- ・ 高等特別支援学校において、専門教科を導入し各専門コースに応じた実習を実施。
- ・ 上記の教育に必要な原材料費、消耗品費、使用料等を実習経費として県費で負担し、製品販売益や役務提供益を県の収入とする。

新 6 高等特別支援学校専門教科指導力向上・養成業費 (3,454 千円)

(特別支援教育課)

- ・ 高等特別支援学校及び今後整備予定の各地域における総合産業科における、専門教科指導の充実を図る。
 - ①岐阜清流高等特別支援学校専門教科担当教員の指導力向上
 - ②専門性のある指導が可能な教員養成

新 7 就労支援コーディネーター設置事業費 (4,827 千円) (特別支援教育課)

- ・ 就労支援コーディネーターを配置し、企業に対して、個別に訪問し、雇用に関する理解啓発、相談、助言を実施。
- ・ 新たに指導を行う専門コースにおける就労支援のノウハウを教職員へ学校でアトバイスする。
- ・ 経営者協会等の団体や企業に月2回以上訪問し、理解啓発を実施。
- ・ 学校と企業が一体となった職業教育である企業内実習を実施し、生徒全てが企業就労を目指すため、各専門コースに合わせた実習先、就労先を確保。

8 特別支援学校・学級インクルーシブ教育システム構築事業費

(11,576 千円) (特別支援教育課)

①一人一人の発達ニーズに応える質の高い教育の提供

岐阜地域のコア・スクール等(盲、聾、長良、希望、知的障がい拠点校)を核として、県内の特別支援学校や小中学校の特別支援学級・通級指導教室の教員の専門性を向上。

②一人一人の多様なニーズに対応した学びのスタイルの構築

一人一人の発達ニーズに応じた専門性の高い教育を提供するとともに、「地域の友達と一緒に学びたい」といったニーズに応じて、障がいの有無に関係なく、地域の子どもや人々と共に学びあう交流及び共同学習を推進。

9 発達障がい児童生徒支援事業費 (2,977 千円) (特別支援教育課)

・近年増加している通常学級における発達障がいのある児童生徒に対する支援を実施。

①小中学校発達障がい支援事業

- ・ユニバーサルデザインの授業づくり研究指定事業
- ・発達障がい等専門家派遣（医師、大学教員、臨床心理士など）

②高等学校発達障がい支援事業

- ・高等学校発達障がい専門家派遣（医師、大学教員、臨床心理士など）
- ・高等学校特別支援教育支援員配置
- ・高等学校特別支援教育地区別研修会の開催
- ・高等学校特別支援教育支援員研修会の開催

10 特別支援学校就労支援総合推進事業費 (8,424 千円) (特別支援教育課)

・高等部生徒の職業教育の充実及び就労支援の強化を図るため、「働きたい！応援団ぎふ」登録企業の拡大や岐阜県版デュアルシステムを推進。

新 11 **発達障がい等総合支援モデル事業費 (3,700 千円) (特別支援教育課)**

- ・中学生の精神面を考慮し、通級指導に代わる新しい学びの場のモデルを構築する。
- ・多様な生徒に対する支援体制の強化を図るため、高等学校においてコミュニケーション指導のモデルを研究。
- ・小学校⇒中学校⇒高等学校の学びを引き継ぐためのシステムを構築。

■雇用・就労の促進

○障がい者の一般就労拡大プロジェクトの推進

1 難病患者対策指導事業費 (うち就労相談分) (2,283 千円) (保健医療課)

・難病患者就労相談事業

難病患者の就労の機会を確保することを目的とし、岐阜県難病団体連絡協議会に委託して就労に関する相談・支援を実施。

拡 2 **岐阜県人材開発センター解体撤去工事費 (83,411 千円) (労働雇用課)**

・平成 28 年に機能が移転した岐阜県人材開発センターの敷地を「障がい者総合就労支援センター（仮称）」建築予定地として活用するにあたり、当該敷地内で確認された土壌汚染の状況調査及び除去を行い、老朽化した人材開発センターの解体撤去を実施。

3 障がい者の一般就労移行促進事業費 (2,100 千円) (労働雇用課)

- ・就労継続支援事業所の利用者や家族等を対象に、障がいのある従業員が働く職場見学や従業員から体験談等を聞く「企業チャレンジ見学会 (仮称)」を開催し、一般就労意欲を醸成。

4 障がい者雇用拡大支援事業費 (20,185 千円) (労働雇用課)

- ・「障がい者就業・生活支援センター」に「障がい者雇用開拓員」を配置して、企業への個別訪問による実習及び求人等の働きかけを実施。

5 障害者就業・生活支援センター機能強化事業費 (5,040 千円)

(労働雇用課)

- ・障害者就業・生活支援センターに精神保健福祉士の資格を有した「精神障がい者支援ワーカー」を配置し、企業や医療・福祉関係機関と連携しつつ、障がい特性に合わせた専門的な助言等を行うことで、精神障がい者の雇用や定着支援を促進。(モデル事業として中濃圏域で実施)

新 6 高等特別支援学校職業教育実習事業費 (2,400 千円) <再掲>

(特別支援教育課)

新 7 高等特別支援学校専門教科指導力向上・養成業費 (3,454 千円) <再掲>

(特別支援教育課)

新 8 就労支援コーディネーター設置事業費 (4,827 千円) <再掲>

(特別支援教育課)

9 特別支援学校就労支援総合推進事業費 (8,424 千円) <再掲>

(特別支援教育課)

新 10 障がい者農の雇用モデル支援事業 (15,000 千円) (農業経営課)

- ・障がい者の自立と農業分野での就業を促進するため、農業者が障がい者を雇用する際の賃金や、作業環境の改善等に対し助成する。また、障がい者の見守り役となる「アグリトレーナー」を雇用先に派遣する。

○福祉的就労の充実

11 障がい者農業参入チャレンジ事業費 (8,000 千円)

- ・県社会福祉協議会に「障がい者農業参入チャレンジセンター」を設置し、障がい者施設と農業者とのマッチングを行うコーディネーターを配置し、農家での作業請負(施設外就労等)を実施。また、障がい者施設の農作業技術やノウハウの習得のため、作業現場に農業に精通したサポーターを派遣。

■障がい者スポーツ、芸術・文化活動等の充実

○障がい者スポーツの振興

1 障がい者スポーツ教室開催事業費（2,300千円）

- ・障がい者スポーツのさらなる普及啓発及び競技人口拡大及び選手発掘のため、県下5圏域において教室を実施。

2 障がい者スポーツ振興事業費補助金（17,514千円）

- ・障がい者スポーツの普及・促進及び功労者の表彰等を実施するための経費や運営経費を（一社）岐阜県障害者スポーツ協会へ補助。また、スポーツを行う仲間を増やす取組みを行う団体に対する支援を実施。

3 障がい者スポーツ普及促進事業費（5,000千円）

- ・障がい者スポーツ（パラリンピック競技含む）の競技人口拡大のため、障がい者スポーツに親しむイベント等を開催。障がい者スポーツの裾野拡大を支える人材育成のため、初級障がい者スポーツ指導員の養成講習会を実施。加えて、スポーツ関係者と障がい福祉関係者による実行委員会を開催し、効果的な障がい者スポーツの普及促進等を協議。

4 障がい者用体育館等施設整備事業費（131,682千円）〈再掲〉

5 愛護ふれあいバス事業費補助金（障がい者スポーツ分）（1,523千円）

- ・プロスポーツ観戦等に対する移動経費等への支援を実施することでスポーツによる障がい者の社会参加を推進。

6 パラリンピックを目指すアスリート強化支援事業費（17,387千円）

（競技スポーツ課）

- ・2020年東京パラリンピック等への出場が有力視される選手及びチーム等を指定し強化を実施。
 - ①県ゆかりの選手の強化指定（トップ選手の強化）
 - ②クラブチームの強化指定（競技種目ごとの強化）

7 障がい者アスリート育成支援費補助金（12,165千円）（競技スポーツ課）

- ・準トップ層である県内の有力選手等を育成し、パラリンピック等をはじめとした最高峰の大会を目指す選手を育成。
 - ①世界大会等出場者の支援（有力選手層の拡大）
 - ②競技用具購入支援
 - ③指導者育成
 - ④競技団体育成

○障がい者の芸術・文化活動の振興

■8 ぎふ清流文化プラザ等芸術振興補助金（17,607千円）

- ・芸術文化活動を行っている障がい者の発掘および総合的な支援を実施するため、（公財）岐阜県教育文化財団にコーディネーターを設置。
- ・ぎふ清流文化プラザにおいて、障がい者の作品展を実施することにより、作品発表の場を拡充するとともに、障がい福祉施設等へ芸術家（講師）を派遣して芸術教室を開催するなど、芸術文化活動に取り組む障がい者の裾野の拡大や技術向上を図る。

Ⅲ 日常生活を支える福祉の充実

■障がい者の地域生活支援

1 障がい者福祉関係施設等整備補助金（296,544千円）

- ・障がい者の地域移行支援の核となる、グループホーム等の地域で暮らす「住まいの場」、生活介護・就労移行支援等の「日中活動の場」等の充実を図るため、国補助制度を活用し助成することで、障がい福祉施設整備を支援。

2 精神障がい者ホームヘルプサービス従事者研修会（95千円）（保健医療課）

- ・精神障がい者へのホームヘルプサービスを行う方を対象に、障がい特性の理解とサービス技術のレベルアップを図るための研修を実施。

■施設入所者への環境・サービスの質の向上

1 ひまわりの丘再整備推進費（5,170千円）〈再掲〉

Ⅳ 質の高い保健・医療提供体制の整備

■障がいの原因となる疾病等の予防・早期発見・治療体制の充実

1 慢性腎臓病（CKD）医療連携寄附講座設置事業費（30,000千円）

（保健医療課）

- ・県民のCKD発症及び重症化を予防するため、保健・医療の継続的な連携の確立を目指し、岐阜大学に「慢性腎臓病（CKD）寄附講座」を開設、連携会議の開催やCKD医療人材の育成・養成、医療連携パスの定着に向けた研究などを行う。

2 うつ病の予防・早期発見・治療体制の充実（1,000千円）（保健医療課）

- ・うつ病は身体症状を伴うことがあるため、かかりつけ医のうつ病への対応力の向上を図るための研修会を開催するとともに、適切に精神科医療機関へつなぐことができるよう、かかりつけ医と精神科医の連携体制を構築。

■障がい児者に対する医療と福祉の連携による支援の充実

○療育体制の充実

拡1 小児・障がい児者在宅家族支援推進事業費 (29,500 千円)

(医療福祉連携推進課)

- ・重度障がい児者の短期入所等の受け入れや利便性向上に取り組む、医療機関・福祉事業所向けの補助等により、レスパイトサービスの拡充を図るほか、「重症心身障がい在宅支援センターみらい」において、相談窓口の運営やネットワークづくりに向けた家族交流会等を実施。
- ・要電源重度障がい児者災害時等支援ネットワーク構築事業

(H28 : 0 円→H29:1,000 千円)

人工呼吸器など、日常的に電源を要する医療機器を使用する重度障がい児者の、震災等による長期停電への備えとして、関係機関による電源や医療資材の供給等に関する協力・支援体制を構築。

○発達障がい児者支援の充実

2 発達障害者支援センター運営費 (13,149 千円) <再掲>

3 青年期発達障がい者自立支援プログラム等構築事業費 (975 千円)

- ・平成28年度に構築する岐阜県版発達障がい自立支援プログラムの実践検証及び県内関係機関等への普及啓発を目的とし、岐阜県内の発達障がいを支える専門家による検証委員会を設置し、県内の関係機関の支援者を参集、実践に基づく事例の検証会を実施する。(H28 実績：研究会7回、先進地視察14回、先行プログラム8回)

4 成人期発達障がい支援体制整備推進会議事業費 (233 千円)

- ・成人期特有の課題に対応するための総合的な支援体制の整備推進に関する検討を行う。(H28 実績：平成28年7月20日、平成29年2月1日)

拡5 発達障がい理解啓発事業費 (596 千円)

- ・県民に発達障がいの特性と正しい知識に関する研修を実施し、修了者を発達障がいサポーターとして養成する。(H28 実績：研修52回、サポーター3,173名養成)
研修対象者を、これまでの教育関係者に加え、警察職員に拡大していく。

6 発達障がい児家族支援者養成研修事業費 (963 千円)

- ・発達障がい児の親への支援のため、発達障がい児を育てた経験のある親を相談員(ペアレント・メンター)として養成するほか、発達障がいの特性、適切に対応する知識や方法を学ぶ訓練(ペアレント・トレーニング)を行う指導者を養成する。(H28 実績：ペアレント・メンター養成研修7名、ペアレント・トレーニング指導者養成研修43名)

7 発達障がい支援医療従事者養成研修事業費（692 千円）

- ・発達障がい児者の支援を行う医療従事者の資質向上及び関係機関とのネットワーク構築のための人材養成研修を実施することで、身近な地域で専門的な支援を行える体制を強化する。（H28 実績：延べ 251 名）

拡 8 発達障がい診療支援促進事業費（8,458 千円）

- ・児童及び成人期の発達障がい者に対する医療面での支援体制を強化し、よりきめの細かい支援の実施を行うため、医療機関の協力を得て、1 か月に 2 回程度の発達障がい専門外来の設置及び、県が設置する発達障がい支援機関の開催するケース会議や医療相談会への協力に対して財政支援を行う。（H28 実績：診療延件数 15,106 名）

9 発達障がい支援従事者養成研修

（発達障害者支援センター運営費 13,149 千円の一部）

- ・発達障がい児者の支援を行う者の資質向上及び関係機関とのネットワーク構築のための人材養成研修を実施する。研修内容は、障がい特性や施策を理解するための講義及び学校、療育機関、障害福祉サービス事業所の視察並びに事例検討、グループ討議やロールプレイによる実務研修。研修修了者に対するフォローアップも実施する。（H28 修了者 20 名）

拡 10 強度行動障がい支援者養成研修

（障がい福祉専門的支援人材研修事業費 18,710 千円の一部）

- ・障害福祉サービス事業所の職員を対象に、自傷、他害などにより生活に困難を抱える、強度行動障がいのある児者への支援に必要な専門知識や技能等について研修を実施する。研修修了者に対するフォローアップも実施する。（H28 修了者：基礎研修 157 名、実践研修 102 名（予定））

11 発達障がい児者支援実地研修（763 千円）

- ・発達障がい児者支援に携わる従事者が、施設入所者、短期入所利用者等に対し、的確に対応できるよう、医師、大学教授等専門家を圏域の支援機関等とともに福祉施設等に派遣し、実地での研修に重きを置いた研修を実施する。（H28 対象 5 事業所）

新 12 発達障がい支援のための応用行動分析に関する研修会の開催

- ・発達障がいがある方の他傷や他害などの「行動障害」がどのような刺激や環境によってもたらされるのか、個別に行動を分析しその原因を特定することにより対処方法を学ぶ（応用行動分析）ための研修を、発達障がいがある方の支援者（施設職員、事業者）に対して実施する。

13 発達障がい検討会議運営費 (643 千円) <再掲> (特別支援教育課)

14 発達障がい児童生徒支援事業費 (2,977 千円) <再掲> (特別支援教育課)

新 15 発達障がい等総合支援モデル事業費 (3,700 千円) <再掲>
(特別支援教育課)

○重度障がい者支援の充実

16 小児・障がい児者在宅家族支援推進事業費 (29,500 千円) <再掲>
(医療福祉連携推進課)

17 小児・障がい児者在宅医療人材育成・確保事業費 (6,500 千円)
(医療福祉連携推進課)

- ・医療ケアを要する重度障がい児の在宅生活を支える医師、看護師、療法士など医療人材の育成を図るため、経験豊富な指導者による実技講習会や個別指導に対する支援、重度障がい児者看護や小児リハビリに関する専門研修などを実施。

拡 18 小児・障がい児者在宅医療支援福祉人材育成・確保事業費
(10,600 千円) <再掲> (医療福祉連携推進課)

19 小児在宅医療推進事業費 (5,821 千円) (医療福祉連携推進課)

- ・医療的ケアを要する重度障がい児の在宅支援体制の充実を図るため、小児在宅医療研究会やクリティカルパスの活用・普及等による多職種のネットワークづくりをはじめ、資質向上に向けた多職種対象の公開連続講座などを実施する。

○難病患者支援の充実

20 難病患者対策指導事業費 (19,677 千円) (保健医療課)

- ・難病対策に関する各事業を実施することにより、難病患者及びその家族をサポートし、生きがいを持って生活することができる環境を整備。
 - ①難病生きがいサポートセンター事業
岐阜県難病団体連絡協議会へ委託し、地域において難病患者やその家族が生きがいを持って生活することができるよう、相談事業など各種事業を実施。
 - ②難病医療ネットワーク推進事業
岐阜大学医学部附属病院を拠点病院として、岐阜県難病医療連絡協議会の事務局を設置し、関係機関が連携協力して難病医療ネットワークを整備。
 - ③難病医療相談会実施事業
岐阜県難病団体連絡協議会に委託し、難病患者及びその家族に対して、医療相談会を年4回実施。

④難病患者訪問相談事業

難病医療相談会に参加できない要支援難病患者やその家族が抱える悩みについて、個別の相談指導、助言等を行うため、各保健所の保健師を訪問相談員として派遣。

⑤難病対策地域協議会運営事業

難病患者が有する医療・生活・就労の複合的な支援ニーズに対応するため、関係機関と連携し、情報共有や相互の助言・協力を推進することにより、地域の実情に応じた支援体制を整備。

21 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業費（2,886千円）（保健医療課）

- 慢性特定疾病を抱える児童及びその家族の負担軽減を図るとともに、長期療養をしている子どもの自立や成長支援を行う。

①慢性特定疾病児童等地域支援協議会

保健所が中心となり、市町村、医療機関、患者会、家族会、教育委員会等関係機関担当者を委員とし、地域の現状と課題の把握や支援内容について検討。

②相談支援事業

慢性特定疾病を抱える児童及びその家族について、自立支援員や保健所の保健師が訪問し、適切な療養の確保、自立心の確立、必要な情報の提供等の便宜を供与することで、日常生活上での悩みや不安等の解消及び児童等の健康の保持増進を図る。

22 在宅人工呼吸器使用指定難病等患者訪問看護支援事業費（6,699千円）

（保健医療課）

- 在宅人工呼吸器を装着し、特別な配慮を必要とする難病の患者に対して在宅において、適切な医療の確保を図るため、県が訪問看護ステーション等医療機関に委託して、訪問看護を行う。

23 在宅難病患者一時入院事業費（2,394千円）（保健医療課）

- 在宅の難病患者が、家族等の介護者の休息（レスパイト）等の理由により、一時的に在宅で介護等を受けることが困難になった場合に一時入院することが可能な病床を確保することにより、難病の患者及びその家族等の安定した療養生活の確保と介護者の福祉の向上を図る。

拡 24 骨髄移植ドナー等助成事業費補助金（840千円）（保健医療課）

- 市町村が行う骨髄・末梢血幹細胞の提供者並びに当該提供者を雇用している事業所に対する助成を対象とし、経費は骨髄・末梢血幹細胞の提供者に対する提供に要した日数に応じた助成額とする。ドナー休暇を取り入れている企業が少なく市町村単位での助成も少ないため、県が補助することによって、より多くの方にドナー登録をしていただくことを目的とする。